



# やましな通信 8月号

2018年

やましな訪問看護リハビリステーション  
WWW://yamashina-ho.com/ ☎ 050-6865-7757



連載  
年金講座第1回

## 年金10年短縮で重要になった「カラ期間」を見直そう



昨年の8月1日より法律が改正されて、年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されてから1年経ちました。それまでは、年金加入期間が原則25年間ないと年金が支給されなかったのが、10年の加入期間があれば、新たに年金が支給されるということになったわけです。

厚生労働省の試算では、この改正により新たに約75万人の方が老齢年金の受給資格を得て、支給される年金額は、1年間で2,000億円になると予想していました。単純に平均すると一人年間約27万円が支給される計算となります。これを大きいとみるか、これだけとみるかは別として、いままで無年金の方が、新たにもらえる可能性があるのですから、無年金の方には、朗報ではありました。

ところが、改正から一年近くたちますが、新たに受給を求めて申請した人は、まだまだ少ないようです。原因は色々議論されていますが、その一つは、厚生労働省が、ご本人の年金加入期間が10年以上ある方を対象に、昨年春から「年金請求書」(A4版の黄色の封筒)を送付しましたが、年金加入期間が10年未満の人には送付されていなかったことがあげられます。年金制度では、「合算対象期間」を含めて10年以上あれば年金が受給できるという仕組みとなっています。実際の加入期間は10年に及ばないものの、合算対象期間を加えれば受給できる人がまだ多数存在することが考えられます。そこで、今年の初めから10年未満の方にも順次、緑色はがきが送られています。

緑色のはがきが届いた人は、必ず年金事務所に相談にいかれることはもちろん、緑色のはがきが届かなかった方も、一度この「合算対象期間」もふくめて10年の加入期間とにならないか、調べてみてはいかがでしょうか。

合算対象期間とは、カラ期間とも呼ばれ、年金額には反映されませんが、受給資格があるかどうかをみる場合には有効期間とみなされるものです。これは、現在のように国民年金が強制加入になる前に、年金制度が何回となく変わり、納入義務がなかったり、加入することができなかった人たちなどを、「確信を持って年金加入を拒否した人」と区別して、「救済する」目的で設けられた仕組みです。

そこで、10年短縮となっても未だ無年金となっている方々が、もう一度自分の記録を見直して受給の可能性を少しでも探るといった観点から、カラ期間とは何か、どんな期間があるのか、どうやってその期間を証明するのか、というお話をしていきたいと思います。法律の文面だけを読んで、なかなか理解するのは難しいので、事例を紹介しながらできるだけわかりやすく解説していきたいと思います。

### カラ期間となる期間とは

カラ期間とみなされる期間を見る場合、自営業者を対照とする国民年金制度が始まった昭和36年4月、そして全国民を対象とする基礎年金制度になった昭和61年4月という二つの時点を区切りとして、それぞれの前後の三つの区間に分けてみていくことがわかりやすいと思います。

裏面に続く

## 「やましな」おすすめのお店

### 松寿司 【まつずし】



今日はステーションの脇にある線路をはさんで背中合わせの「松寿司」さんに暑気払いでお伺いしました。

秋田出身のご主人に、ご近所のおよしみでサービスして頂いたようで、机一杯に並んだ、たくさんの料理に囲まれて至福の時を過ごし、お腹一杯食べてきました。

いつもランチで利用させて頂いて、にぎりの「松ランチ」は私の定番ですが、今日は普段食べられない自家製イカの塩辛と、丸々と太った鮎の塩焼きは、とても美味しかったです。

大人気の厚焼き玉子はいつ食べても美味しいです！

AT

お店：「松寿司」鎌ヶ谷市富岡2-8-4 Tel. 047-443-2100  
カウンター席、テーブル席、2階座敷 駐車場あり  
営業時 11:00~14:00 16:00~22:00 定休日 水曜日

ステーションからは大きな声を出せば聴こえそうな距離にあるお店

自家製の塩辛は絶品でした



いつ食べても美味しい大人気の厚焼き玉子



大きな鮎の塩焼きは清流の香り

## カラ期間の代表例

1. 国民年金に任意加入できる期間のうち被保険者にならなかった期間で、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間
  - ① 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間で20歳以上60歳未満の期間
  - ② 被用者年金制度等から支給される老齢（退職）年金受給権者とその配偶者、老齢（退職）年金の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間で20歳以上60歳未満の期間
2. 学生（夜間制、通信制学校等を除く）であって国民年金に任意加入しなかった期間で、昭和36年4月から平成3年3月までの20歳以上60歳未満の期間
3. 昭和36年5月1日以降に日本国籍を取得した方又は永住許可を受けた方の、外国籍であるために国民年金の加入が除外されていた昭和56年12月までの在日期間で20歳以上60歳未満の期間
4. 昭和36年5月1日以降に日本国籍を取得した方又は永住許可を受けた方の、海外在住期間のうち、取得又は許可前の期間で20歳以上60歳未満の期間
5. 日本人であって海外に居住していた期間で20歳以上60歳未満の期間
6. 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間（昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間（免除期間を含む）がある人に限る）
7. 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間で20歳以上60歳未満の期間
8. 厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間
9. 昭和36年3月31日以前に、厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る）

以上がカラ期間の代表的な例です。厳密なことを言うと、他に公務員だった方や、国会議員、地方議員であった方、さらには任意加入の手続きをした方等には別の期間がありますが、特殊な例なのでここでは省きました。では次月号から、それぞれの項目に沿って、解説していきます。（文責 社会保険労務士 金兵 孝雄）

次号に続く



## ヤマシナ夏祭り 猛暑のなか盛大に ステーションの健康体操も好評

7月21日と22日の週末、恒例のヤマシナ夏祭りが行われ、大勢の地元住民の方で賑わいました。今年は例年にない猛暑で熱中症などが心配されましたが、玄関前に設置されたミスト噴霧器と、ヤマシナスタッフのこまめな散水、打ち水が効果を発揮し、毎年大人気のビンゴ大会とお菓子撒きをもって、無事終了しました。当ステーションは、救護班として待機するとともに、両日の午前と午後の計4回、理学療法士が指導する「健康体操」を実施し、好評でした。なお2日間の入場者は1,463名でした。



鎌ヶ谷市南初富6-5-65(株)ヤマシナ商事 1F  
(事業所番号: 1262690089)

TEL 050-6865-7757

FAX 050-6865-7758

MAIL yamashina.houmon@yamashina-ho.com

